

ジョブローテーション実施基準 職種等一覧表
(専門職種)

区分	職種等名	
環境分野	環境分野技術職（化学・環境工学等）	
健康福祉・病院分野	心理	社会福祉
	薬学・薬剤師	獣医学（健康福祉分野）
	臨床検査技師	保健師
経済産業分野	経済産業分野研究職（化学・機械・電気等）	
農林水産分野	農学	畜産
	獣医学（農林水産分野）	農業土木
	林学	水産
建設・水道分野	建設分野設備関係職（機械・電気）	
	水道分野技術職（化学・機械・電気）	
	土木	建築

※人事管理上、他の職種の基準が適当な場合は、その基準を適用すること。

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	環境分野技術職 (化学・環境工学等)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	環境分野の技術職(化学・環境工学等)の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や専門的な技術・知識を応用できる能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容により計画的に異動を行う。</p> <p>①可能な限り、本庁と地方機関を経験する。 ②3ヶ所の所属を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	<p>職員又は職場の専門性、技術力を確保する観点から、下記の場合においてはその事情に十分配慮しローテーションを実施するものとする。</p> <p>①研究職等の極めて高度な専門性を有する職員を養成する場合 ②少人数職場等において、専門性の高い職員を確保する必要がある場合</p> <p>本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	心理	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	心理職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	<p>原則として基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した以下の所属に配属する。(心理職が1名しかいない職場には配置しない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(・障害者)相談センターの児童心理司業務又は児童福祉司業務 ・福祉施設(医療療育総合センター、愛知学園、一時保護所)の介護・指導業務 ・保健所の精神保健福祉業務 	
採用から8年間	<p>本人の適性を考慮しつつ、計画的に異動を行う。</p> <p>①可能な限り下記に掲げる2ヶ所以上の分野・所属を経験する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(・障害者)相談センターの児童心理司業務又は児童福祉司業務 ・福祉施設(医療療育総合センター、愛知学園、一時保護所)の介護・指導業務、心理判定業務 ・保健所、精神保健福祉センターの精神保健福祉業務 ・本庁(児童家庭課、こころの健康推進室等)の事務業務 <p>②保健所の精神保健福祉業務を経験していない者は精神保健福祉センターには配属しない。</p>	
採用9年目から主査級昇任まで	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するとともに、適性を見出すため、本人の意向や能力・適性に応じて以下の所属、業務への異動も検討するが、引き続きそれまでの所属での心理判定業務等を継続することも認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(・障害者)相談センターの児童福祉司業務 ・精神保健福祉センター、保健所の精神保健福祉業務 ・本庁(児童家庭課、医務課こころの健康推進室等)の事務業務 	
その他検討すべき事項	<p>「相談業務」に従事する場合は、当該職場における不適応等の特別の問題がない限り、原則として3年以上は同一職場が望ましい。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	社会福祉	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	社会福祉職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	<p>原則として基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した以下の所属に配属する。(社会福祉職が1名しかいない職場には配置しない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(・障害者)相談センターの児童福祉司業務 ・福祉施設(医療療育総合センター、愛知学園、一時保護所)の介護・指導業務 ・保健所の精神保健福祉業務 ・福祉事務所のケースワーカー業務 	
採用から8年間	<p>本人の適性を考慮しつつ、計画的に異動を行う。</p> <p>①可能な限り下記に掲げる2ヶ所以上の分野・所属を経験する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(・障害者)相談センターの児童福祉司業務 ・福祉施設(医療療育総合センター、愛知学園、一時保護所)の介護・指導業務 ・保健所、精神保健福祉センターの精神保健福祉業務 ・本庁(児童家庭課、こころの健康推進室等)の事務業務 ・福祉事務所のケースワーカー ・県立病院の相談業務 <p>②保健所の精神保健福祉業務を経験していない者は精神保健福祉センターには配属しない。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するため、可能な限りこれまで経験していない分野の社会福祉業務や本庁業務を経験できる異動を行う。また、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重し、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。</p>	
その他検討すべき事項	<p>「相談業務」に従事する場合は、当該職場における不適応等の特別の問題がない限り、原則として3年以上は同一職場が望ましい。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	薬学・薬剤師	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	<p>薬学・薬剤師の職員(主査級以上及び病院勤務薬剤師を除く。)について実施する。</p> <p>なお、病院勤務薬剤師についても、本人の意向や能力・適性に応じて他の職場を経験することが望ましい職員に対しては実施する。</p>	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。また、可能な限り、地方機関での勤務を優先する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容が経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①環境衛生部門及び食品衛生部門を経験する。(保健所、衛生研究所、食品衛生検査所を含む。) ②可能な限り本庁と地方機関(病院を含む。)を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	<p>職員又は職場の専門性、技術力を確保する観点から、下記の場合においてはその事情に十分配慮しローテーションを実施するものとする。</p> <p>①研究職等の極めて高度な専門性を有する職員を養成する場合 ②職場において、専門性の高い職員を確保する必要がある場合</p> <p>本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	獣医学 (健康福祉分野)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	健康福祉分野の獣医学職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容が経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①食品衛生部門、環境衛生部門及び動物愛護部門を経験する。(保健所、衛生研究所、食品衛生検査所、動物愛護センター等) ②可能な限り、本庁と地方機関を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	<p>職員又は職場の専門性、技術力を確保する観点から、下記の場合においてはその事情に十分配慮しローテーションを実施するものとする。</p> <p>①研究職等の極めて高度な専門性を有する職員を養成する場合 ②職場において、専門性の高い職員を確保する必要がある場合</p> <p>本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	臨床検査技師	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	臨床検査技師職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容が経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①保健所試験検査及び衛生研究所試験検査(調査研究を含む)又は病院の臨床検査(調査研究を含む)を経験する。 ②2ヶ所の所属を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	保健師	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。 	
新規採用時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的な専門能力獲得のため、適切な指導を受けることに適した保健所健康支援課地域保健グループに配属する。 ○ 経験者については、可能な限り、その能力に応じた所属へ配属する。 	
採用から8年間	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリアレベルA3を目指して、基礎的な専門能力を獲得するため、幅広い視野、知識・能力の習得できる下記の分野が経験できるよう計画的に異動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 2か所の保健所健康支援課地域保健グループへの配属を基本とし、可能な限り下記の分野を経験する。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症グループ業務(生活環境安全課業務) ・こころの健康推進グループの業務 ② 可能な限り、地域保健部門以外の所属を経験する。 	
採用9年目から主査級昇任まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異動基準(キャリアレベルA3)を満たしていない場合は、達成するため異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重し、できる限り本人の意向や能力・適性を考慮し基準(キャリアレベルA3)が達成できるよう専門能力の獲得に重点を置いた異動を行う。 ○ 異動基準(キャリアレベルA3)を満たした者は、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた地域保健部門以外の所属を経験する。 	
その他検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の意向や能力・適性に応じて、可能な限り市町村保健師交流など、県以外の所属を経験する。 ○ 愛知県保健師人材育成ガイドラインver.2に基づくキャリアレベルの獲得を図る。 	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	経済産業分野研究職 (化学・機械・電気等)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	経済産業分野の研究職(化学・機械・電気等)の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識を習得し、適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>基礎的な能力を習得するとともに適性を見出すため、原則として2か所(※)の所属を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>ただし、職場の専門性、技術力を確保する観点から、研究職の極めて高度な専門性を有する職員を養成する必要がある場合は、その事情に十分配慮しローテーションを実施するものとする。</p> <p>※あいち産業科学技術総合センターにおいては、各センター(試験場を含む)を1所属とみなす。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成のための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	<p>①幅広い視野や知識を習得する観点から、本庁又はあいち産業科学技術総合センター企画連携部の業務を可能な限り経験させる。</p> <p>②職場において専門性の高い職員を確保する必要がある場合は、その事情に十分配慮する。</p> <p>③本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	農学	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	<p>農学職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。 普及指導に従事することが可能となるよう普及指導員資格を取得するとともに実務を経験するジョブローテーションを実施する。</p> <p>(参考) 資格取得に必要な実務経験として認められる所属 農業改良普及課、農業大学校、農業総合試験場、畜産総合センター及び家畜保健衛生所の関係部署</p>	
新規採用時	<p>基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。 この場合、原則として普及指導員資格取得に必要な実務経験として認められる所属に配属する。</p>	
採用から8年間	<p>幅広い視野や知識・能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容が経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、行政、試験研究、普及及び教育のうち、2部門を経験する。 ③資格取得に必要な実務経験として認められる所属に配属した職員については、原則、普及指導員資格を取得し、有資格者として実務を経験する。</p> <p>《行政部門》 本庁、農林水産事務所農政課 《試験研究部門》 農業総合試験場 《普及部門》 農林水産事務所農業改良普及課 《教育部門》 農業大学校</p>	
採用9年目から主査級昇任まで	<p>異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。</p>	
その他検討すべき事項	<p>特になし。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	畜産	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	畜産職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>基礎的な能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②地方機関については、可能な限り、普及指導員資格を取得できる所属(農業改良普及課、農業大学校、農業総合試験場、家畜保健衛生所、畜産総合センター)を経験する。</p> <p>※畜産総合センターにおいては、本場、段戸山牧場、種鶏場の異動も所属異動とする。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	獣医学 (農林水産分野)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	農林水産分野の獣医学職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>基礎的な能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、家畜保健衛生所以外の所属(本庁、農林水産事務所、農業大学校、農業総合試験場、畜産総合センター)を経験する。 ※畜産総合センターにおいては、本場、段戸山牧場、種鶏場の異動も所属異動とする。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	農業土木	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	農業土木職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、本庁と地方機関を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	林学	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	林学職(主査級以上を除く)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、本庁と地方機関を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	水産	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	水産職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>基礎的な能力を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①2ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、研究部門と行政部門を経験する。</p> <p>※水産試験場においては、本場、漁業生産研究所、内水面漁業研究所間の異動も所属異動とする。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	建設分野設備関係職 (機械・電気)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	建設分野の設備職(機械職・電気職)の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や基礎的な技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容が経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>(土木系) ①可能な限り、本庁と地方機関を経験する。 ②可能な限り、3ヶ所の所属を経験する。 ③計画・調整業務の部門、建設・施工管理の部門及び維持管理・施設管理の部門のうち、少なくとも2部門を経験する。</p> <p>(建築系) ①設計・工事の部門、維持管理の部門及び指導業務の部門のうち、少なくとも2部門を経験する。 ②可能な限り、2ヶ所の所属を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	<p>職員又は職場の専門性、技術力を確保する観点から、少人数職場等において、専門性の高い職員を確保する必要がある場合においてはその事情に十分配慮しローテーションを実施するものとする。</p> <p>本人の意向や能力・適性に応じて、部門間の異動も検討する。</p>	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	水道分野技術職 (化学・機械・電気)	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	水道分野の技術職(化学・機械・電気)の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>水道関係の基礎的な技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①可能な限り、3ヶ所の所属を経験する。 ②可能な限り、異なる部門を経験する。 ③可能な限り、本庁を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリングの内容及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	本人の意向や能力・適性に応じて、局間の異動も検討する。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	土木	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	土木職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>基礎的な技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①3ヶ所の所属を経験する。 ②計画・調整業務の部門、建設・施工管理の部門及び維持管理・施設管理の部門のうち、少なくとも2部門を経験する。 ③可能な限り、本庁を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリング及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	幅広い視野を身に付けるため、可能であれば複数部門等(県関係団体、国等県外部の機関を含む。)を経験する。	

○ 専門職種におけるジョブローテーション実施の基準

職種	建築	
区分	配属または異動の考え方	
基本的な考え方	建築職の職員(主査級以上を除く。)について実施する。	
新規採用時	基礎的な技術・知識の習得や適切な指導を受けることに適した所属に配属する。	
採用から8年間	<p>幅広い視野や基礎的な技術・知識を習得するとともに、適性を見出すため、下記の内容を経験できるよう計画的に異動を行う。</p> <p>①3ヶ所の所属を経験する。 ②設計・工事の部門及び審査・指導の部門を経験する。 ③可能な限り、本庁と地方機関を経験する。 ④可能な限り、複数局等(県関係団体、国等県外部の機関を含む。)を経験する。</p>	
採用9年目から 主査級昇任まで	異動基準を満たしていない場合は、達成するための異動を行うとともに、重点ヒアリング及びキャリアビジョンを尊重して、できる限り本人の意向や能力・適性に応じた異動を行う。	
その他検討すべき事項	特になし。	